

# 「失業手当受給の原則と レートを定める省令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。  
日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## 国税局のウェブサイトを通じての納税申告についての布告

### 納税申告所提出規定、納税及び納税申告所提出地についての所得税に係る国税局長布告

国税法典第一条、第六八条及び第六九条の内容に基づく権限に拠り、国税局長は以下のようインターネットネットワークシステムを通じての法人の所得税納税申告について、納税申告書提出規定、納税及び納税申告書提出地を定める。

#### 第一項

国税局ウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるコンピュータネットワークシステムを通じての以下の納税申告書に基づくデータ申告提出は、国税法典第六八条及び第六九条に基づく会社もしくは法人パートナーシップの所得税申告書の提出であると定める。

(一) 国税法典第六六条第一段に基づくタイの法律に基づき設立された、もしくは外国の法律に基づき設立されタイ国内で事業を営む会社もしくは法人パートナーシップにつき使用されるポー・ゴードー・50

(二) 国税法典第六七条に基づく国際運送事業を営むところの国税法典第六六条第二段に基づく外国の法律に基づき設立されタイ国内も含むその他の地で事業を営む会社もしくは法人パートナーシップにつき使用されるポー・ゴードー・52

(三) 国税法典第四七条(7)(b)に基づき大臣が布告規定した財団もしくは協会を除く、所得のある財団もしくは協会につき使用されるポー・ゴードー・55

第一段に基づく納税申告書提出は、第三項で定めたところに基づく納期限を超過した納税申告書提出には適用しない。

#### 第二項

第一項に基づく納税申告書を提出したい会社もしくは法人パートナーシップは、インターネットネットワークシステムを通じて納税申告書提出を国税局長に申請し、許可を得なければならない。許可後、もう一ヶ所の納税申告書提出地であるとみなされ、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によりインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書に基づきデータを申告提出する権利を有する。

#### 第三項

インターネットネットワークシステムを通じての納税申告書提出は、会計期末日から公休日を含む一五〇日以内に提出する。納税申告書提出最終日が公休日である場合は、翌公務日に提出する。納税申告書は各日の二二時まで提出する。

#### 第四項

会社もしくは法人パートナーシップはインターネットネットワークシステムを通じての納税申告書提出とともに、(もしあれば)納税しなければならない。当該納税はエレクトロニックペイメントシステムを通じて国税局の銀行預金口座に入金する方法をとらなければならない。

#### 第五項

国税局出納課長(プーアムヌアイガーン・ゴーンクラン)を納税金受取のための「税金受領官(ジャオナーティ・ラップ・チャムラグン・パーシーアーコーン)」とする。

#### 第六項

本布告に基づく所得税納税は、インターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出した時に国税局の銀行預金口座に入金し、第五項に基づく「税金受領官」が受領の署名をなした国税局の金銭領収書を受け取った時に完了するものとみなす。

第一段に基づく署名はコンピュータシステムによりこれをなすこともできる。

#### 第七項

第一項に基づく納税申告書を提出する会社もしくは法人パートナーシップは、国税法典第三条の七に基づく者が国税法典第六九条に基づき会計期における監査及び保証をした貸借対照表、営業報告書、損益計算書、出納簿もしくは支出前収入簿がなければならず、その会社もしくは法人パートナーシップの本店に、その会計期の納税申告書提出最終日から五年間は保管しなければならない。

#### 第八項

本布告は仏暦二五四六年(西暦二〇〇三年)五月一日からの申告に適用する。

仏暦二五四六年四月一七日布告

国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税義務者の名において納税申告書を提出し、納税する、もしくは国税局長が定めたその他の業務に当たる会計事務所の資格、許可申請、許可書発行、許可書期限延長、許可書の代用書発行を定める国税局布告

(前文省略)

#### 第一項

本布告において、別段の意味を示した場合を除き、

(一)「代理会計事務所(サムナックガーン・バンチャー・トアテン)」とは、国税局のウェブサイト

<http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税義務者の名において納税申告書を提出し、納税する、もしくは国税局長が定めたところに基づくその他の業務に当たる者を意味する。

第一段に基づく者は、自然人、法人でない集団、普通パートナーシップ(合名会社)、基金、法人でない財団、二人以上の自然人による法人でない民間の業務ユニットもしくは事業、タイの法律に基づき設立された会社もしくは法人パートナーシップ、所得のある財団もしくは協会、法律が法人と定めたその他の機関を意味する

(二)「納税義務者」とは、代理会計事務所を会計士(プー・タム・バンチー)として雇用し、当該代理会計事務所を納税義務者の名において納税申告書を提出する代理人に指名した、全ての種類の税の納税申告書を提出する義務を有する者、税を納付する義務を有する者、及び税を源泉徴収する義務を有する者を意味する

(三)「納税申告書」とは納税書式及び源泉徴収税申告書を意味する

## 第二項

国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税義務者の名において納税申告書を提出し、納税する、もしくは国税局長が定めたところに基づくその他の業務に当たる代理会計事務所となることを希望する会計事務所は、以下の資格を備えていなければならない。

### 二・一 代理会計事務所が自然人の場合

(一) 仏暦二五四三年会計法第七条(六)に基づく会計士としての資格及び要件を備えた会計士で、かつ国税局長が定めたカリキュラムに基づく税方面での研修を終了した者

(二) 会計面での経験が五年以上あり、代理会計事務所となるための許可申請日において五〇件以上の納税義務者の会計事務所である

(三) 代理会計事務所としての業務時に納税義務者に対し会計監査及び会計保証業務をせずに、納税義務者のために会計作成し、納税義務者の名において納税申告書を提出しなければならない

(四) 停止もしくは取消期間中であるところの、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出する代理会計事務所ではない

(五) 良好な納税歴があり、事業の実績と連動した納税をし、脱税していない

第一段の内容を法人でない団体、普通パートナーシップ、基金、法人でない財団、二人以上の自然人による法人でない民間機関もしくは事業である代理会計事務所の場合にも適用する。

### 二・二 代理会計事務所がタイの法律に基づき設立された会社もしくは法人パートナーシップである場合

(一) 仏暦二五四三年会計法第七条(六)に基づく会計士としての資格及び要件を備えた会計士で、かつ国税局長が定めたカリキュラムに基づく税方面での研修を終了した者

(二) 会計面での経験が五年以上あり、代理会計事務所となるための許可申請日において五〇件以上の納税義務者の会計事務所である

(三)代理会計事務所としての業務時に納税義務者に対し会計監査及び会計保証業務をせずに、納税義務者のために会計作成し、納税義務者の名において納税申告書を提出しなければならない

(四)代理会計事務所となるための許可申請前の直近の会計年度において純資産が純負債を上回っている

(五)停止もしくは取消期間中であるところの、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出する代理会計事務所ではない

(六)良好な納税歴があり、事業の実績と連動した納税をし、脱税していない

第一段の内容を収入のある業務を営む財団もしくは協会、組合、及び法律が法人と規定したその他の機関である代理会計事務所の場合にも適用する。

### 第三項

許可申請及び許可書発行。

三・一、代理会計事務所になることを希望を有する第二項に基づく資格を有する者は、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出し納税する代理人として任命され、代理会計事務所と納税義務者間で文面で業務を受託する契約を結ぶ。このとき納税義務者は国税局長が定めた書式に従い、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出し、納税する代理人としての代理会計事務所の選任申請において、国税局と合意しなければならない。

各納税義務者は特定の代理会計事務所を国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出し納税する代理人に任命し、業務を委託する契約をなす権利を有する。このとき代理人任命及び業務委託契約に、代理会計事務所が国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出し納税する権利を有することを代理人ははっきり明示しなければならない。

三・二、三・一項に基づき代理会計事務所となることを希望する者は、国税局長が定めた書式に基づき国税局長に代理会計事務所となることを申請する。国税局長が代理関係事務所となることを許可した時、申請人は代理会計事務所としての許可書を取得することができる。

第一段に基づく代理会計事務所としての許可書は国税局長が定めた書式に従い、代理会計事務所となることが許可された日から二年の有効期限を有する。

### 第四項

納税義務者の名において、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出し納税する、もしくは国税局長が定めたその他の業務をなす代理会計事務所として許可を受けた会計事務所は、以下を遂行しなければならない。

四・一、納税義務者の名において、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて、納税申告書を作成、提出する、あるいは納税申告書を作成、

提出し、納税する。このとき納税義務者の納税者番号を通じ、納税義務者の名において納税申告書を提出する、もしくは納税申告書を提出し、納税するために、代理会計事務所のユーザーID番号、及びパスワードを使用する。

代理会計事務所は国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じ、納税義務者との合意した税目に基づき納税義務者の名において納税申告書を提出する義務を有する。

代理会計事務所の納税義務者が代理会計事務所となるための申請時に申告した数より減少した場合、当該納税申告書提出が納税義務者数の一〇%以下の減少であれば、代理会計事務所は引き続き納税義務者の名において、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出することができる。

第一段に基づく納税申告書には個人所得税納税申告書(ポー・ゴードー・91)は含まない。

#### 四・二、納税もしくは国税局の銀行預金口座への入金

(一)代理会計事務所が納税者の名において納税申告書を提出し、納税義務者が自ら納税者となる場合は、以下のようにする。

- (a) 銀行の電子システムを通じ送金する、もしくは
- (b) 自動郵便カウンター(PAY AT POST)を通じて送金する

(二)代理会計事務所が納税義務者の名において納税申告書を提出し、納税する場合は、以下のようにする。

- (a) 納税申告書を提出と共に代理会計事務所の預金口座から電子送金する、もしくは
- (b) 納税申告書提出の後に代理会計事務所の銀行預金口座から電子送金する、もしくは自動郵便カウンター(PAY AT POST)を通じて送金する。

四・三、納税義務者が代理会計事務所のサービス使用を求めた日、もしくはサービス使用中止を求めた日から一五日以内に、国税局長が定めた形式に従い、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出するにあたって、代理会計事務所の納税義務者のリストを国税局長に通知する。このとき税月または税年における納税申告書提出期限が切れる前にリストを通知しなければならない。

四・四、国税局に申告したところに基づく登録事項に変更が生じた代理会計事務所は、変更が生じた日から一五日以内に国税局長が定めた書式に従い国税局長に変更を通知する。

第一段に基づく変更は、例えば代理会計事務所の設置場所の移転、増設、減設、閉鎖、株式会社の登録資本金の変更、払込資本金の変更、減増資、その他同様の形態にある変更とする。

四・五、二・一項または二・二項に基づく資格を有する者を国税局長が定めたカリキュラムに基づく税法研修に参加させる。

### 第五項

代理会計事務所の許可書期限延長及び許可書代用書の発行

五・一、三・二項に基づく代理会計事務所の許可書が期限切れになる場合、代理会計事務所は

国税局長に許可書の期限延長を申請する権利を有する。このとき代理会計事務所は、許可書期限延長申請日において、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて納税申告書を提出する納税義務者を五〇件以上有していなければならない。

代理会計事務所は代理会計事務所としての許可書の期限延長申請を、許可書の期限が切れる二ヶ月前までに国税局長が定めた形式に従い国税局長に提出する。

代理会計事務所が第一段に基づく期限内に許可書期限延長申請ができない場合、国税局長に期間延長を申請する。国税局長から期間延長の許可を得た時、その許可を得た日から二ヶ月以内に許可書期限延長を申請しなければならない。当該期間中に申請しなかった場合、その代理会計事務所は代理会計事務所としての資格を失う。

期限延長を受けた代理会計事務所としての許可書は、許可書の期限が切れるはずだった日から二年間有効とする。

五・二、代理会計事務所が許可書を紛失、損壊、もしくは重要部分を破損し、使用できなくなった場合、代理会計事務所は国税局長が定めた形式に従い国税局長に許可書の代用書の発行を申請する。

許可書の代用書は許可書と同一の項目を有し、代用書であることがはっきりと示され、紛失、損壊、重要部分が破損し使用できなくなった許可書と同一の有効期限を有する。

#### 第六項

代理会計事務所としての許可書発行申請、納税義務者の名簿通知、登録事項の変更通知、許可書の期限延長申請、許可書の代用書の発行申請は、国税局のウェブサイト <http://www.rd.go.th> によるインターネットネットワークシステムを通じて提出する。

#### 第七項

代理会計事務所が本布告に基づく原則、方法、条件に従わない、もしくは資格を失ったとき、国税局長は代理会計事務所としての許可書を停止もしくは取り消す命令を検討する。

#### 第八項

本布告は仏歴二五四六年(西暦二〇〇三年)五月一日から施行する。

仏歴二五四六年四月二二日布告

(おわり)